

# 言語聴覚士をご存じですか？

言語聴覚士とは、ことばや聞こえなど、コミュニケーションに障害のある方、また、摂食・嚥下障害といい、食べたり飲んだりする事に障害のある方の相談、評価、訓練、指導などを行う専門家です。

1998年に「言語聴覚士法」が施行され、国家資格となりました。

対象はこのような方々です！

	症状	疾患
失語症	「話す」「聴いて理解する」「読む」「書く」「計算」が難しくなる障害です。	脳梗塞・脳出血・外傷 など
発声・構音障害	発音がはっきりしない（呂律が回らない）、声がうまくでない、声がかすれるなど、ことばの不明瞭さや声の障害です。	脳梗塞・脳出血・外傷・神経難病（パーキンソン病、脊髄小脳変性症など） など
摂食嚥下障害	食事のときにむせる、のどにひっかかるなど、食べること飲むことが難しい状態です。	脳梗塞・脳出血・外傷・神経難病 など
高次脳機能障害	考える・思い出す・覚える・行動する・注意を向けるなどに障害が起きた状態です。	脳梗塞・脳出血・外傷・低酸素脳症 など
その他	聴覚障害・吃音 など	

お客様の状態を評価し、障がいの原因を探り、個々の状況に応じて対策を立てさせていただきます。ことばや飲み込みそのものに対するリハビリはもちろん、周囲の方々に対する指導を含めコミュニケーションがとりやすい環境作りや食事方法・食べ物の形態をご家族様と共に考えていきたいと思っております。



コミュニケーションやお食事にお悩みの方は言語聴覚士にご依頼ください。  
また、「この方は言語聴覚士の対象かしら？」と判断に難しい方には事前評価し、言語聴覚士介入の有無を判定致します。その他ご不明な点がありましたらいつでもご連絡ください！！

事業所名